## 適格請求書発行事業者の登録申請書

1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。※当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。  □ 二の申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。  □ 課税事業者 □ 免税事業者 □ 免税事業者 □ 免税事業者 ○ 分※ 次業「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の確認」を表してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。  □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	/ 収受印 /		[1/2]		
(フ リ ガ ナ ) (		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所	公表されます) 区山本5丁目28-2		
(フリガナ)  氏名又は名称  構裕一郎  (フリガナ) (法人の場合) (法人の場合) (代表者氏)  (法人の場合) (代表者氏)  (法人の場合) (代表者氏)  (法人の場合) (代表者氏)  (法人の場合) (代表者氏)  (本話人に対している)  (本話としている)  (本話となり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律  (平成28年法律第15号)  (第3年法律第15号)  (第3年法院 15号)  (第3年法院 15号)  (第3年法院 15号)  (第3年法院 15号)  (第3年法院 15号)  (第3年法院 15号)  (第3年 15号)		(〒 <b>731</b> — <b>0 広島市安佐南</b> 納 税 地	137 ) 区山本5丁目28-2		
広島北 税務署長殿    法 人 番 号     法 人 番 号     正の申請書に記載した次の事項 (② 印網) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。		(フリガナ) <b>クス/キ ユウイチロウ</b> <b>③</b>	(電話番号 082 - 962 - 2015 )		
法 人 番 号  この申請書に記載した次の事項 (② 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人 (人格のない社団等を除く。) にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月目が公表されます。また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第 5 条の規定による改正後の消費税法第57条の 2 第 2 項の規定により申請します。※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するしてする法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するしてす。     令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。	e a II.	者 (法人の場合)			
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人 (人格のない社団等を除く。) にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は合和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。 この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 事業者区分  ② 課税事業者 □ 免税事業者 ○ 免税事業者 ○ 免税事業者の確認」欄も記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は合和5年6月30日)までに、□申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情があるる場合は、その困難な事情があるる場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情があるる場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情があるる場合は、その問題な事情がある。またが、その問題な事情がある。とは、その問題な事情がある。とは、その問題な事情がある。その問題な事情が表情がある。とは、その問題な事情がある。とは、その問題な事情がある。とは、とは、その問題な事情がある。とは、その問題な事情がある。とは、その問題な事情がある。とは、その問題な事情がある。とは、その問題な事情がある。とは、その問題などの問題な事情がある。とは、その問題な事情がある。とは、その問題な事情がある。とは、その問題などの問題などの問題などの問題などの問題などの問題などの問題などの問題など	_	法 人 番 号			
(平成28年法律第15号) 第 5 条の規定による改正後の消費税法第57条の 2 第 2 項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第 1 項の規定により令和 5 年 9 月 30 日以前に提出するものです。  令和 5 年 3 月 31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和 5 年 6 月 30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和 5 年 10月 1 日に登録されます。  この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。  事業者 区 分 ② 課税事業者 □ 免税事業者 ※ 次業「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。  令和 5 年 3 月 31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和 5 年 6 月 30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、日本による事情が表します。 第 2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。				
した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。  この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。  事業者 区 分 図 課税事業者 □ 免税事業者  ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。  令和5年3月31日 (特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、との困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、との困難な事情がある場合は、これにより、ほぼ話番号 082 − 272 − 5868 )  ※整理 部門 申また日日 (電話番号 082 − 272 − 5868 )	(平成28年法律第15号 ※ 当該申請書は、	·) 第5条の規定による改正後の消費 所得税法等の一部を改正する法律(	税法第57条の2第2項の規定により申請します。		
事 業 者 区 分  ② 課税事業者  ② 機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出		
判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情がある。	事 業 者 区	分 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載して	者 □ 免税事業者 こください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税		
税 理 士 署 名 税理士     (電話番号 082 - 272 - 5868 )       ※ 整理     部門 申禁 年 日 年 日 種 印 確	判定により課税事業者となる 合は令和5年6月30日)まて この申請書を提出することが「 なかったことにつき困難な事	5 場 でに でき 事情			
	税 理 士 署	, TYTE I	(電話番号 082 – 272 – 5868 )		
7hr	税   番号	部門 番号 申請年月日	年 月 日 年 月 日		
Page	署		□ 済   書類   その他 ( )		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 楠 裕一郎				
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。				
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	生律			
事	個人番号	_			
業	事 生年月日(個	月			
者	中     大/ 又は設立     年     月     日     のみ     宝     月       市     年月日(法人)     記載     本     全	円			
の	等 事 業 内 容				
確		月 31日			
認	ようとする事業者 令和 年 月	日			
登録要	→				
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。				
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して				
参					
考					
事					
項					